

令和4年4月8日

保護者様

千葉県立柏中央高等学校
校長 山崎 寛雄

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、学校に合理的配慮の提供を求める場合には、裏面「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照のうえ、<きりとり>以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」に記入の上、学校（学級担任）へお届け願います。

なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要なか、実施可能か、過度の負担ではないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<きりとり>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

令和 年 月 日

千葉県立柏中央高等学校長様

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申出いたします。

年 組 生徒氏名 保護者氏名

具 体 的 な 申 出 内 容

(保護者資料) 「合理的配慮の提供について」

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、本法が施行される平成28年4月1日以降、地方公共団体（公立学校を含む）においては、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供を行います。

2 合理的配慮とは

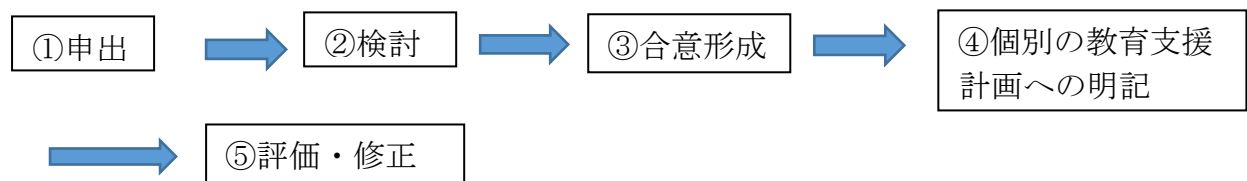
「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

3 学校における合理的配慮の提供について

希望する保護者は、別紙様式「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」を記入の上、学校（学級担任）へお届け願います。

なお申出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要なか、実施可能か、過度な負担ではないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。



- ①合理的配慮の提供について、本人や保護者からの申出（意思の表明）が前提
- ②「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、一律の基準はなく、学校の設置者及び学校が、体制面・財政面等を勘案しながら、代替案を含めて、個別に検討します。
- ③合理的配慮の決定については、本人・保護者へ情報提供を図りつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。
- ④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用していきます。
- ⑤十分な教育を受けるために提供できているかという観点から、必要に応じて見直し、修正していきます。